

令和8年3月26日 招集

定例教育委員会提出議案

唐津市教育委員会

## 目 次

### 1 議案

議案第 5 号	唐津市教育委員会教育部長等事務専決及び代決規程の一部を改正する規程制定について	… 1
議案第 6 号	財産の取得について（その1）	… 8
議案第 7 号	財産の取得について（その2）	… 14
議案第 8 号	唐津市立学校体育施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則制定について	… 21
議案第 9 号	唐津市立学校施設の利用に関する規則の一部を改正する規則制定について	… 26
議案第 10号	唐津市教育委員会が管理する公共施設に係る唐津市公共施設予約システムの運用等に関する規則制定について	… 31
議案第 11号	唐津市「コミュニティ・スクール」導入推進計画の策定について	… 39
議案第 12号	唐津市学校給食の実施及び管理に関する規則の一部を改正する規則制定について	… 44
議案第 13号	唐津市就学援助規則の一部を改正する規則制定について	… 50
議案第 14号	唐津市教育委員会個別施設計画の一部変更について	… 54
議案第 15号	唐津市公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について【資料当日配布】 (議案第 15号は、人事議案のため当日資料を配布します。)	

### 2 報告事項

- (1) 教育長報告
- (2) 各課報告事項
  - ① 3月市議会定例会の報告について（教育総務課） 【資料当日配布】
  - ② 唐津市認定地域クラブ活動の認定について（学校教育課） … 61
  - ③ 共催及び後援について（教育総務課） … 65
  - ④ 教育委員会行事予定（教育総務課） … 66
- (3) その他

### 3 その他

次回の定例教育委員会の日程について（案）

日 時 令和8年4月23日（木） 14時00分  
会 場 唐津市役所 大手口別館6階 会議室

## 議案第5号

唐津市教育委員会教育部長等事務専決及び代決規程の一部を改正する  
規程制定について

唐津市教育委員会教育部長等事務専決及び代決規程の一部を改正する規程を別紙  
のように制定するものとする。

令和8年3月26日 提出

唐津市教育委員会

教育長 栗原宣康

提案理由 市費会計年度任用職員の休暇に関する専決事項について、事務の簡素  
化を図るため改正するものである。

## 規 程 案 の 概 要

### 1 規程案の題名

唐津市教育委員会教育部長等事務専決及び代決規程の一部を改正する規程

### 2 改正理由

市費会計年度任用職員の休暇に関する専決事項について、事務の簡素化を図るため改正するもの。

### 3 改正内容

- (1) 課長等が専決できる事項に「会計年度任用職員の休暇に関すること。」を追加する。
- (2) 小学校長及び中学校長が専決できる事項に「市費配置会計年度任用職員の休暇に関すること。」を追加する。

### 4 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

## 唐津市教育委員会規程第 号

唐津市教育委員会教育部長等事務専決及び代決規程の一部を改正する  
規程

唐津市教育委員会教育部長等事務専決及び代決規程（平成17年教育委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

- 6 副課長以下の職員の育児休業及び部分休業に関する事。
- 7 副課長以下の職員の職務専念義務の免除に関する事。
- 8 副課長以下の職員の営利企業等の従事制限の許可に関する事。
- 9 副課長以下の職員の事務引継に関する事。
- 10 職員等への貸与品の貸与に関する事。
- 11 名義後援に関する事。
- 12 軽易な通知、報告、照会、回答、申請、進達等に関する事。
- 13 所掌事務に係る証明に関する事。
- 14 軽易又は定例的な広報及び刊行物の編集発行に関する事。
- 15 施設の利用許可に関する事。
- 16 所管施設の維持管理に関する事。
- 17 税外収入の納入通知に関する事。
- 18 歳計外現金に関する事。
- 19 物品の検収に関する事。
- 20 課内の事務・事業の執行管理に関する事。
- 21 課内の事務・事業の調整に関する事。
- 22 配置職員の事務分掌の決定に関する事。
- 23 庁用自動車の管理に関する事。
- 24 小学校及び中学校の転入学及び通学区域外の入学に関する事（学校支援課長に限る。）。
- 25 所管に属する市民の諸団体の育成に関する事。

」

を  
「

- 6 会計年度任用職員の休暇に関する事。
- 7 副課長以下の職員の育児休業及び部分休業に関する事。
- 8 副課長以下の職員の職務専念義務の免除に関する事。
- 9 副課長以下の職員の営利企業等の従事制限の許可に関する事。
- 10 副課長以下の職員の事務引継に関する事。
- 11 職員等への貸与品の貸与に関する事。
- 12 名義後援に関する事。
- 13 軽易な通知、報告、照会、回答、申請、進達等に関する事。
- 14 所掌事務に係る証明に関する事。
- 15 軽易又は定例的な広報及び刊行物の編集発行に関する事。
- 16 施設の利用許可に関する事。
- 17 所管施設の維持管理に関する事。
- 18 税外収入の納入通知に関する事。
- 19 歳計外現金に関する事。
- 20 物品の検収に関する事。
- 21 課内の事務・事業の執行管理に関する事。
- 22 課内の事務・事業の調整に関する事。
- 23 配置職員の事務分掌の決定に関する事。
- 24 庁用自動車の管理に関する事。
- 25 小学校及び中学校の転入学及び通学区域外の入学に関する事(学校支援課長に限る。)
- 26 所管に属する市民の諸団体の育成に関する事。

に、

別表第2中

「

- 3 軽易な通知、報告、照会、回答、申請、進達等に関する事。

- 4 所掌事務に係る軽易な証明に関する事。
- 5 職員の仕事引継に関する事。
- 6 物品の検収に関する事。

を  
「

- 3 市費配置会計年度任用職員の仕事に関する事。
- 4 軽易な通知、報告、照会、回答、申請、進達等に関する事。
- 5 所掌事務に係る軽易な証明に関する事。
- 6 職員の仕事引継に関する事。
- 7 物品の検収に関する事。

に改める。

#### 附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

# 議案第5号参考資料

## 唐津市教育委員会教育部長等事務専決及び代決規程の一部改正新旧対照表

改	正	案	現	行
別表第1（第3条、第5条関係） 専決事項	別表第1（第3条、第5条関係） 専決事項	別表第1（第3条、第5条関係） 専決事項	別表第1（第3条、第5条関係） 専決事項	別表第1（第3条、第5条関係） 専決事項
1～3 2 略	1～3 2 略	1～3 2 略	1～3 2 略	1～3 2 略
1～2 6 略	1～2 6 略	1～2 6 略	1～2 6 略	1～2 6 略
1～5 略	1～5 略	1～5 略	1～5 略	1～5 略
6 副課長以下の職員が専決できる事項	6 副課長以下の職員が専決できる事項	6 副課長以下の職員が専決できる事項	6 副課長以下の職員が専決できる事項	6 副課長以下の職員が専決できる事項
7 副課長以下の職員が専決できる事項	7 副課長以下の職員が専決できる事項	7 副課長以下の職員が専決できる事項	7 副課長以下の職員が専決できる事項	7 副課長以下の職員が専決できる事項
8 副課長以下の職員が専決できる事項	8 副課長以下の職員が専決できる事項	8 副課長以下の職員が専決できる事項	8 副課長以下の職員が専決できる事項	8 副課長以下の職員が専決できる事項
9 副課長以下の職員が専決できる事項	9 副課長以下の職員が専決できる事項	9 副課長以下の職員が専決できる事項	9 副課長以下の職員が専決できる事項	9 副課長以下の職員が専決できる事項
10 副課長以下の職員が専決できる事項	10 副課長以下の職員が専決できる事項	10 副課長以下の職員が専決できる事項	10 副課長以下の職員が専決できる事項	10 副課長以下の職員が専決できる事項
11 職員等への貸与品の貸与に関する事項	11 職員等への貸与品の貸与に関する事項	11 職員等への貸与品の貸与に関する事項	10 職員等への貸与品の貸与に関する事項	10 職員等への貸与品の貸与に関する事項
12 名義後援に関する事項	12 名義後援に関する事項	12 名義後援に関する事項	11 名義後援に関する事項	11 名義後援に関する事項
13 軽易な通知、報告、照会、回答、申請、進達等に関する事項	13 軽易な通知、報告、照会、回答、申請、進達等に関する事項	13 軽易な通知、報告、照会、回答、申請、進達等に関する事項	12 軽易な通知、報告、照会、回答、申請、進達等に関する事項	12 軽易な通知、報告、照会、回答、申請、進達等に関する事項
14 所掌事務に係る証明に関する事項	14 所掌事務に係る証明に関する事項	14 所掌事務に係る証明に関する事項	13 所掌事務に係る証明に関する事項	13 所掌事務に係る証明に関する事項
15 軽易又は定例的な広報及び刊行物の編集発行に関する事項	15 軽易又は定例的な広報及び刊行物の編集発行に関する事項	15 軽易又は定例的な広報及び刊行物の編集発行に関する事項	14 軽易又は定例的な広報及び刊行物の編集発行に関する事項	14 軽易又は定例的な広報及び刊行物の編集発行に関する事項
16 施設の利用許可に関する事項	16 施設の利用許可に関する事項	16 施設の利用許可に関する事項	15 施設の利用許可に関する事項	15 施設の利用許可に関する事項
17 所管施設の維持管理に関する事項	17 所管施設の維持管理に関する事項	17 所管施設の維持管理に関する事項	16 所管施設の維持管理に関する事項	16 所管施設の維持管理に関する事項
18 税外収入の納入通知に関する事項	18 税外収入の納入通知に関する事項	18 税外収入の納入通知に関する事項	17 税外収入の納入通知に関する事項	17 税外収入の納入通知に関する事項

<u>1.9</u>	歳計外現金に関すること。
<u>2.0</u>	物品の検収に関すること。
<u>2.1</u>	課内の事務・事業の執行管理に関すること。
<u>2.2</u>	課内の事務・事業の調整に関すること。
<u>2.3</u>	配置職員の事務分掌の決定に関すること。
<u>2.4</u>	庁用自動車の管理に関すること。
<u>2.5</u>	小学校及び中学校の転入学及び通学区域外の入学に関すること(学校支援課長に限る。)
<u>2.6</u>	所管に属する市民の諸団体の育成に関すること。

別表第2 (第3条関係)

専決事項

小学校長及び中学校長が専決できる事項	
<u>1</u> ～ <u>2</u>	略
<u>3</u>	市費配置会計年度任用職員の休暇に関すること。
<u>4</u>	軽易な通知、報告、照会、回答、申請、進達等に関すること。
<u>5</u>	所掌事務に係る軽易な証明に関すること。
<u>6</u>	職員の事務引継に関すること。
<u>7</u>	物品の検収に関すること。
統括事務長又は事務長である学校運営支援室長が専決できる事項	
<u>1</u> ～ <u>7</u>	略

<u>1.8</u>	歳計外現金に関すること。
<u>1.9</u>	物品の検収に関すること。
<u>2.0</u>	課内の事務・事業の執行管理に関すること。
<u>2.1</u>	課内の事務・事業の調整に関すること。
<u>2.2</u>	配置職員の事務分掌の決定に関すること。
<u>2.3</u>	庁用自動車の管理に関すること。
<u>2.4</u>	小学校及び中学校の転入学及び通学区域外の入学に関すること(学校支援課長に限る。)
<u>2.5</u>	所管に属する市民の諸団体の育成に関すること。

別表第2 (第3条関係)

専決事項

小学校長及び中学校長が専決できる事項	
<u>1</u> ～ <u>2</u>	略
<u>3</u>	軽易な通知、報告、照会、回答、申請、進達等に関すること。
<u>4</u>	所掌事務に係る軽易な証明に関すること。
<u>5</u>	職員の事務引継に関すること。
<u>6</u>	物品の検収に関すること。
統括事務長又は事務長である学校運営支援室長が専決できる事項	
<u>1</u> ～ <u>7</u>	略

## 議案第6号

財産の取得について（その1）

次のとおり財産を取得するものとする。

令和8年3月26日 提出

唐津市教育委員会

教育長 栗原 宣 康

### 1 所在地

唐津市相知町相知地内

### 2 財産の表示

所在地	地目	面積
唐津市相知町相知字天徳2441番4	学校用地	3,381㎡

### 3 取得先

地域づくり部スポーツ振興課

提案理由 唐津市相知軟式庭球場を相知中学校用地として取得するものである。



# 【航空写真】



## 【唐津市相知軟式庭球場】



# 土地台帳

管理番号	431							
会計	一般会計							
管理課	地域づくり部 スポーツ振興課							
名称	相知軟式庭球場							
分類	行政財産（公共用）							
地目	学校用地							
用途	社会体育施設用地							
所在地	相知町相知							
筆数・地積 建物の有無	2441-4							
	1筆	3,381.00						
	自治体保有 他保有 合計	建面積 3,381.00 建面積 3,381.00 建面積 3,381.00						
利用状況	地上物件							
備考	管理替 H29.3.1 教育委員会相知市民センター総務教育課から							



## 議案第7号

財産の取得について（その2）

次のとおり財産を取得するものとする。

令和8年3月26日 提出

唐津市教育委員会

教育長 栗原 宣 康

### 1 所在地

唐津市北波多徳須恵地内

### 2 財産の表示

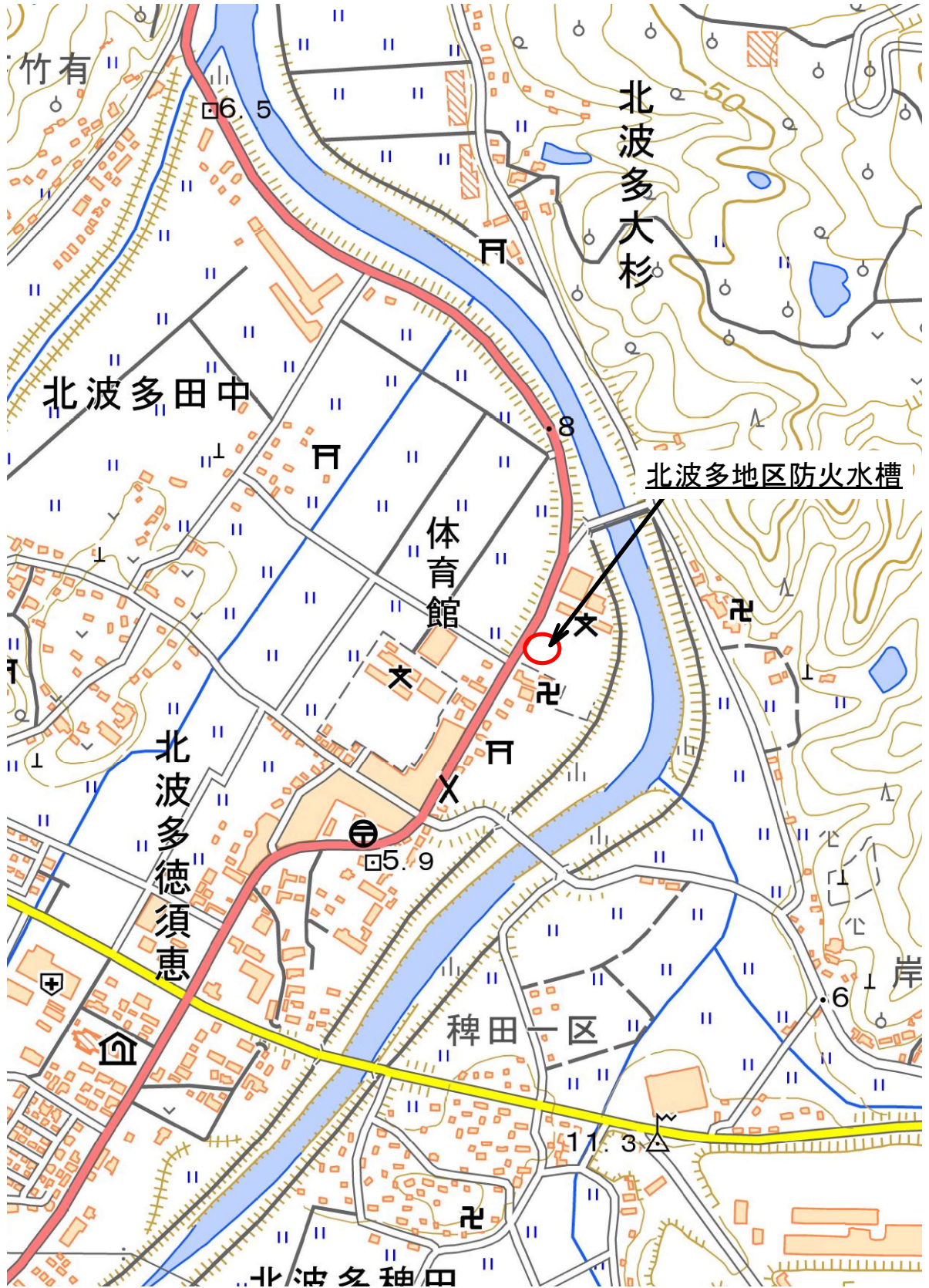
所在地	地目	面積
唐津市北波多徳須恵字瀬戸口364番1	池沼	27㎡

### 3 取得先

北波多市民センター地域支援グループ

提案理由 北波多地区防火水槽用地を北波多中学校用地として取得するものである。

# 【位置図】



# 【航空写真】



# 【防火水槽（撤去前）】



# 【防火水槽（撤去後）】



# 土地台帳

管理番号	2164						
会計	一般会計						
管理課	北波多市民センター 地域支援グループ						
名称	【地域消防課】北波多地区防火水槽						
分類	行政財産（公用）						
地目							
用途	消防施設用地						
所在地	-----						
筆数・地積	6 筆		300.00				
	自治体保有	建面積	318.00				
建物の有無	他保有	建面積					
	合計	建面積	318.00				
利用状況	地上物件						
備考							

# 土地台帳 (明細)

管理番号 明細番号	2164 代表	【地域消防課】北波多地区防火水槽				所在地		積	積	減	格	現	高	備	考
		年度	地	所	在	登記年月日	現況地積								
		異動年月日	記載年月日	異動年月日	記載年月日	異動年月日	記載年月日	異動年月日	記載年月日	異動年月日	記載年月日	異動年月日	記載年月日	異動年月日	記載年月日
1		令和 7年度 池沼	北波多徳須恵364-1				△18.00	m	取得年月日	取得事由	円	0	27.00	異動事由	364番2に分筆
			令和 7年 5月 9日	27.00	m <sup>2</sup>	取得年月日	取得事由	円	0	27.00	異動事由				
			令和 7年 4月 16日	27.00	m <sup>2</sup>	令和 5年 9月 29日	分類替	円	0	27.00	異動事由				
2		令和 5年度 池沼	北波多徳須恵1208-6				0.00	m	取得年月日	取得事由	円	0	85.00	異動事由	台帳番号1294から
			令和 5年 9月 29日	85.00	m <sup>2</sup>	取得年月日	取得事由	円	0	85.00	異動事由				
			令和 5年 9月 29日	85.00	m <sup>2</sup>	令和 5年 9月 29日	分類替	円	0	85.00	異動事由				
3		令和 5年度 池沼	北波多徳須恵				0.00	m	取得年月日	取得事由	円	0	99.00	異動事由	台帳番号1294から
			令和 5年 9月 29日	99.00	m <sup>2</sup>	取得年月日	取得事由	円	0	99.00	異動事由				
			令和 5年 9月 29日	99.00	m <sup>2</sup>	令和 5年 9月 29日	分類替	円	0	99.00	異動事由				
4		令和 5年度 池沼	北波多大杉1589-3				0.00	m	取得年月日	取得事由	円	0	52.00	異動事由	台帳番号1309から
			令和 5年 9月 29日	52.00	m <sup>2</sup>	取得年月日	取得事由	円	0	52.00	異動事由				
			令和 5年 9月 29日	52.00	m <sup>2</sup>	令和 5年 9月 29日	分類替	円	0	52.00	異動事由				
5		令和 5年度 池沼	北波多大杉1521-5				0.00	m	取得年月日	取得事由	円	0	37.00	異動事由	台帳番号2164から
			令和 5年 9月 29日	37.00	m <sup>2</sup>	取得年月日	取得事由	円	0	37.00	異動事由				
			令和 5年 9月 29日	37.00	m <sup>2</sup>	令和 5年 9月 29日	分類替	円	0	37.00	異動事由				
6		令和 7年度 池沼	北波多徳須恵364-2				0.00	m	取得年月日	取得事由	円	0	0.00	異動事由	財産管理課に所管替え
			令和 7年 6月 9日	0.00	m <sup>2</sup>	取得年月日	取得事由	円	0	0.00	異動事由				
			令和 7年 4月 16日	0.00	m <sup>2</sup>	令和 7年 4月 16日	分筆	円	0	0.00	異動事由				

## 議案第 8 号

唐津市立学校体育施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する  
規則制定について

唐津市立学校体育施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則を別紙  
のように制定するものとする。

令和 8 年 3 月 2 6 日 提出

唐津市教育委員会

教育長 栗原 宣 康

提案理由 令和 8 年 4 月から学校体育施設の利用予約方法が唐津市公共施設予約  
システムを活用した電子申請に変わることに伴い、改正するものである。

## 規 則 案 の 概 要

### 1 規則案の題名

唐津市立学校体育施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則

### 2 改正理由

令和8年4月から学校体育施設の開放に係る利用予約方法が唐津市公共施設予約システムを活用した電子申請に変わることに伴い、申請受付後の事務処理期間を確保するため申請期限を改正するもの。また、キャッシュレス決済の導入に伴い利用券を廃止し、条文の整備その他の所要の改正を行うもの。

### 3 改正の内容

#### (1) 使用許可申請

申請期限を利用日の5日前とし、利用券に係る条文及び様式を削除する。

#### (2) 使用料の還付

条例第9条ただし書の規定による市長が特別な理由があると認めるときの使用料の還付について定める。

### 4 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

## 唐津市教育委員会規則第 号

唐津市立学校体育施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する  
規則

唐津市立学校体育施設の開放に関する条例施行規則（令和5年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「以下」を「令和4年条例第29号。以下」に改める。

第5条第1項中「利用日前」を「利用日の5日前」に改め、同条第2項を削る。

第6条中「第1項」を削る。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（使用料の還付）

第8条 条例第9条ただし書の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を還付することができる。

- (1) 天災地変その他不可効力により利用ができなくなったとき。
- (2) 市又は教育委員会が公益上その他の理由により利用の許可を取り消し、中止し、又は変更したとき。

第2号様式を削る。

### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。



(利用者の遵守事項)

第9条 略

(補則)

第10条 略

(利用者の遵守事項)

第8条 略

(補則)

第9条 略

第2号様式(第5条関係)  
略

## 議案第9号

唐津市立学校施設の利用に関する規則の一部を改正する規則制定について

唐津市立学校施設の利用に関する規則の一部を改正する規則を別紙のように制定するものとする。

令和8年3月26日 提出

唐津市教育委員会

教育長 栗原宣康

提案理由 令和8年4月から学校体育施設の利用予約方法が唐津市公共施設予約システムを活用した電子申請に変わることに伴い、改正するものである。

## 規 則 案 の 概 要

### 1 規則案の題名

唐津市立学校施設の利用に関する規則の一部を改正する規則

### 2 改正理由

令和8年4月から学校体育施設の利用予約方法が唐津市公共施設予約システムを活用した電子申請に変わることに伴い、申請受付後の事務処理期間を確保するため申請期限を改正するもの。

### 3 改正の内容

- (1) 第3条第2項中「前2日」を「5日前」に改める。
- (2) 別記様式中「決裁欄」及び「㊟」を削る。

### 4 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

## 唐津市教育委員会規則第 号

唐津市立学校施設の利用に関する規則の一部を改正する規則

唐津市立学校施設の利用に関する規則（平成17年教育委員会規則第58号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「前2日」を「5日前」に改める。

別記様式中「決裁欄」及び「印」を削る。

### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

# 議案第9号参考資料

## 唐津市立学校施設の利用に関する規則の一部改正新旧対照表

改	正	案	現	行
(利用許可の申請) <b>第3条 略</b>	(利用許可の申請) <b>第3条 略</b>	(利用許可の申請) <b>第3条 略</b>	(利用許可の申請) <b>第3条 略</b>	(利用許可の申請) <b>第3条 略</b>
2 前項の申請書は、利用しようとする日の <u>5日</u> 前までに当該学校の校長に提出しななければならない。	2 前項の申請書は、利用しようとする日の <u>2日</u> までに当該学校の校長に提出しななければならない。	2 前項の申請書は、利用しようとする日の <u>5日</u> 前までに当該学校の校長に提出しななければならない。	2 前項の申請書は、利用しようとする日の <u>2日</u> までに当該学校の校長に提出しななければならない。	2 前項の申請書は、利用しようとする日の <u>2日</u> までに当該学校の校長に提出しななければならない。
3 略	3 略	3 略	3 略	3 略
<b>別記様式 (第3条関係)</b>	<b>別記様式 (第3条関係)</b>	<b>別記様式 (第3条関係)</b>	<b>別記様式 (第3条関係)</b>	<b>別記様式 (第3条関係)</b>
1 利用する施設	学校施設利用許可申請書 学校 校長承認印	学校施設利用許可申請書 学校 校長承認印	学校施設利用許可申請書 学校 校長承認印	学校施設利用許可申請書 学校 校長承認印
2 利用の目的	屋内運動場・屋外運動場	屋内運動場・屋外運動場	屋内運動場・屋外運動場	屋内運動場・屋外運動場
3 利用の日時及び人数	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで

上記のとおり利用したいので、唐津市立学校施設の利用に関する規則に基づき申請します。

もし、学校施設を損傷等した場合には、直ちに弁償いたします。

年 月 日

唐津市教育委員会

教育長

様

(申請者) 住 所

団体名

代表者

電話

学 校 施 設 利 用 許 可 書

次のとおり利用を許可します。

利用する施設	学校	屋内運動場・屋外運動場
利用目的	利用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで 日間
利用者の人数	人	利用責任者
		住所 氏名

年 月 日

唐津市教育委員会

教育長



上記のとおり利用したいので、唐津市立学校施設の利用に関する規則に基づき申請します。

もし、学校施設を損傷した場合には、直ちに弁償いたします。

年 月 日

唐津市教育委員会

教育長

様

(申請者) 住 所

団体名

代表者

電話

学 校 施 設 利 用 許 可 書

次のとおり利用を許可します。

利用する施設	学校	屋内運動場・屋外運動場
利用目的	利用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで 日間
利用者の人数	人	利用責任者
		住所 氏名

年 月 日

唐津市教育委員会

教育長



## 議案第10号

唐津市教育委員会が管理する公共施設に係る唐津市公共施設予約システムの運用等に関する規則制定について

唐津市教育委員会が管理する公共施設に係る唐津市公共施設予約システムの運用等に関する規則を別紙のように制定するものとする。

令和8年3月26日 提出

唐津市教育委員会

教育長 栗原宣康

提案理由 令和8年4月から、唐津市教育委員会の管理する公共施設の利用予約方法が唐津市公共施設予約システムを活用した電子申請に変わることに伴い、当該システムの運用に関し必要な事項を定めるものである。

## 規 則 案 の 概 要

### 1 規則案の題名

唐津市教育委員会が管理する公共施設に係る唐津市公共施設予約システムの運用等に関する規則

### 2 制定理由

令和8年4月から、唐津市教育委員会の管理する公共施設の利用予約方法が唐津市公共施設予約システムを活用した電子申請に変わることに伴い、当該システムの運用に関し必要な事項を定めるもの

### 3 規則案の内容

唐津市教育委員会が管理する公共施設に係る唐津市公共施設予約システムの運用については、唐津市公共施設予約システムの運用等に関する規則（令和8年規則第 号）の規定の例によることとする。

### 4 施行期日

令和8年4月1日から施行

## 唐津市教育委員会規則第 号

唐津市教育委員会が管理する公共施設に係る唐津市公共施設予約システムの運用等に関する規則

唐津市教育委員会が管理する公共施設に係る唐津市公共施設予約システムの運用については、唐津市公共施設予約システムの運用等に関する規則（令和8年規則第号）の規定の例による。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 教育委員会は、この規則の施行の前においても、この規則に規定する事務の実施に必要な準備行為をすることができる。

## 規則案の概要

### 1 規則案の題名

唐津市公共施設予約システムの運用等に関する規則

### 2 制定の理由

令和5年度に整備した唐津市公共施設予約システムについて、令和8年度から本格運用するため、当該システムの運用に関し必要な事項を定めるもの

### 3 規則案の内容

#### (1) 対象施設に関する規定（第2条）

唐津市公共施設予約システムの対象となる公共施設について規定

#### (2) 施設の予約に関する規定（第4条）

唐津市公共施設予約システムによる予約について規定

#### (3) 施設の利用申請に関する規定（第5条）

対象施設の利用申請は、予約の完了をもって利用申請がなされたものとみなす旨規定

#### (4) 施設の利用許可に関する規定（第6条）

①市長は、上記(3)の利用申請を受けたときは、唐津市公共施設予約システムにより利用許可をする旨規定

②上記①の利用許可をしたときは、当該対象施設の利用に係る許可を規定した規則に規定する許可をしたものとみなす旨規定

#### (5) 使用料の減免申請に関する規定（第7条）

①減免申請をしようとする利用者は、唐津市公共施設予約システムにより減免申請をすることができる旨規定

②上記①の減免申請をしたときは、当該対象施設の使用料等の減額又は免除に係る申請を規定した規則に規定する申請をしたものとみなす旨規定

す旨規定

(6) 使用料の減免決定に関する規定（第8条）

①市長は、上記(5)の減免申請を受けたときは、唐津市公共施設予約システムにより減免決定をする旨規定

②上記①の減免決定をしたときは、当該対象施設の減免に係る決定を規定した規則に規定する決定をしたものとみなす旨規定

#### 4 施行期日

令和8年4月1日から施行

< 参考① 唐津市公共施設予約システムの概要 >

Space pad (R5整備)

- ① 利用者登録
  - ② 施設の予約
  - ③ 使用料の納付
  - ④ キャンセル
- 管理：委託事業者



Kintoneにより機能追加 (R8～)

- A 利用許可申請
  - B 減免申請
  - C キャンセル(一部)
- 管理：市職員

※利用者の負担軽減及び市職員の事務の効率化を図るため、令和8年度から利用許可申請等（赤枠部分）の機能追加

※上記に伴い、新たに当該システムの運用等に関する規則を制定し、「予約決定者は、唐津市公共施設予約システムにより対象施設の利用申請をすることができること」などを規定

< 参考② 対象施設の条例・規則（教育委員会所管施設を含む） >

条例の題名	規則の題名
唐津市高齢者ふれあい会館条例 (平成17年1月1日条例第141号)	唐津市高齢者ふれあい会館条例施行規則 (平成17年1月1日規則第86号)
唐津市都市公園条例 (平成17年1月1日条例第244条)	唐津市都市公園条例施行規則 (平成17年1月1日規則第193号)
	唐津市文化体育館の管理及び運営に関する規則 (平成25年4月1日規則第33号)
唐津市公民館条例 (平成17年1月1日条例第300号)	唐津市公民館条例施行規則 (平成17年1月1日教育委員会規則第39号)
唐津市相知交流文化センター条例 (平成17年1月1日条例第304号)	唐津市相知交流文化センター条例施行規則 (平成25年4月1日規則第36号)
唐津市都市コミュニティセンター条例 (平成17年1月1日条例第305号)	唐津市都市コミュニティセンター条例施行規則 (平成17年1月1日教育委員会規則第44号)
唐津市埋門ノ館条例 (平成17年1月1日条例第317号)	唐津市埋門ノ館条例施行規則 (平成25年4月1日規則第41号)
唐津市体育施設条例 (平成17年1月1日条例第326号)	唐津市体育施設条例施行規則 (平成25年4月1日規則第44号)
唐津市立学校体育施設の開放に関する条例 (令和4年12月22日条例第29条)	唐津市立学校体育施設の開放に関する条例施行規則 (令和5年1月26日教育委員会規則第2号)
-	唐津市本庁舎芝生広場の使用に関する規則 (令和7年6月23日規則第40号)

※太字：市長部局所管施設

## 唐津市規則第 号

唐津市公共施設予約システムの運用等に関する規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、唐津市公共施設予約システム（インターネットを利用し、公共施設の利用の予約及び申請に係る事務を処理するシステムをいう。以下「施設予約システム」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象施設)

**第2条** 施設予約システムの利用の対象となる施設は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設及び公共性の高い施設で、市長が別に定める施設（以下「対象施設」という。）とする。

(対象施設の利用に係る申請等)

**第3条** 施設予約システムにより行い、又は受けることのできる対象施設の利用に係る申請等は、次に掲げるものとする。

- (1) 予約（対象施設の利用に係る予約をいう。以下同じ。）
- (2) 利用申請（対象施設の利用に係る申請をいう。以下同じ。）
- (3) 利用許可（利用申請に対する許可をいう。以下同じ。）
- (4) 減免申請（対象施設に係る使用料又は対象施設の指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が定める利用料金（同条第8項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）（以下「使用料等」という。）の減額又は免除に係る申請をいう。以下同じ。）
- (5) 減免決定（減免申請に対する決定をいう。以下同じ。）

(利用の予約)

**第4条** 対象施設を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、施設予約システムにより対象施設の利用を予約することができる。

(利用申請)

**第5条** 対象施設の利用申請は、前条の規定による予約の完了をもって当該申請がなされたものとみなす。

2 前項の申請は、当該申請に係る様式を定める規則に規定する様式により行われ

たものとみなす。

(利用許可等)

**第6条** 市長は、前条第1項の規定による申請を受けたときは、対象施設の利用の許可の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により利用の許可の決定をし、及び通知したときは、当該通知に係る様式を定める規則に規定する様式により行われたものとみなす。

(減免申請)

**第7条** 減免申請をしようとする申請者は、施設予約システムに申請事項その他必要な事項を入力することにより、減免申請をすることができる。

2 前項の減免申請をしたときは、当該対象施設の使用料等の減免に係る様式を定める規則に規定する様式により行われたものとみなす。

(減免決定等)

**第8条** 市長は、前条の減免申請を受けたときは、その内容を審査し、公共施設予約システムにより減免決定をするものとする。この場合において、市長が別に定める事項を、当該減免申請をした者に対し通知するものとする。

2 前項の規定により減免決定をし、及び通知したときは、当該通知に係る様式を定める規則に規定する様式により行われたものとみなす。

(指定管理者に関する読替え)

**第9条** 指定管理者に対象施設の管理に関する業務を行わせる場合における第6条の規定の適用については、この規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

2 利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合における前条の規定の適用については、同条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(補則)

**第10条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

## 議案第 11 号

唐津市「コミュニティ・スクール」導入推進計画の策定について  
唐津市「コミュニティ・スクール」導入推進計画を次のように策定するものとする。

令和 8 年 3 月 2 6 日 提出

唐津市教育委員会

教育長 栗原 宣 康

唐津市「コミュニティ・スクール」導入推進計画

別紙のとおり

提案理由 子ども達を育てていくまちを目指し、学校・家庭・地域の連携及び協働を図るため、唐津市のコミュニティ・スクール導入を推進する計画を策定するものである。

唐津市  
「コミュニティ・スクール」  
導入推進計画  
(案)

令和8年 月

唐津市教育委員会

## 1 背景

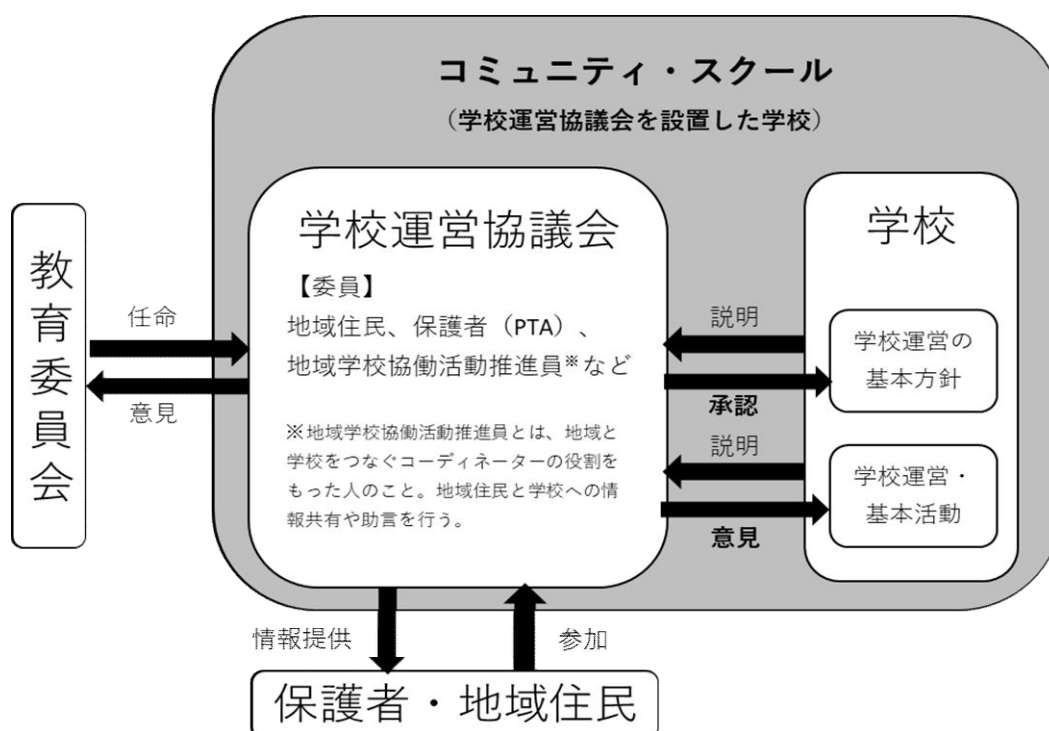
近年、少子高齢化や地域のつながりの希薄化などにより、子ども達や地域社会の環境が大きく変化する中、学校が抱える課題は複雑化・多様化しており、学校だけではなく、社会全体で子ども達を育てていくことが求められています。

## 2 導入の目的

唐津市では、第3次唐津市総合計画の基本構想において、「未来をひらく人材を大切に地域で育むまちへ」を目標に、未来を担う子ども達が、主体的に自分らしく学ぶとともに、夢や目標に向けて挑戦してくための力を身に付けることができるよう、学校・家庭・地域が連携して子ども達を育てていくまちを目指しています。

コミュニティ・スクールを導入することで、学校・家庭・地域のより一層の連携及び協働を図り、子ども達の学びを充実させ、豊かな人間性を育成し、地域とともに特色ある学校づくりにつなげていきます。

## 3 コミュニティ・スクール（学校運営協議会を設置した学校）の仕組み



#### 4 学校運営協議会の主な役割について

##### (1) 学校運営の基本方針の承認

校長が作成する「学校運営の基本方針」の承認を通じて、育てたい子ども像や目指す学校像などに関する学校運営のビジョンを共有します。校長は承認された方針に沿って、その権限と責任において具体的な学校運営を行うことになります。

##### (2) 学校運営や教育活動について、教育委員会や校長へ意見

広く地域住民等の意見を反映させるため、学校運営全般や関連する地域の教育の活動について、教育委員会や校長に対して主体的に意見を述べるができます。

##### (3) 教職員の任用について、教育委員会へ意見

学校の課題解決や教育活動充実のための体制整備のため、任命権者に対して、教職員の任用についての意見を述べるができます。任命権者は各学校の実情を踏まえつつ意見を尊重するよう努めることが求められますが、教職員人事異動方針に反しない限度とし、任命権者の任命権の行使そのものを拘束するものではありません。

#### 5 導入により期待される効果

##### (1) 子ども達にとって

多様な体験活動や学びの機会が充実し、地域の様々な人との関わりにより社会的・人間的に成長できるほか、地域への愛着や誇りが育ちます。

##### (2) 保護者にとって

保護者同士や地域との交流につながるほか、地域で子どもを育てる意識が共有されることにより、安心して子育てができる環境になります。

##### (3) 地域にとって

子どもの成長に関わることで生きがいや自己有用感が生まれるほか、学校と連携した地域の防犯・防災体制を構築することができます。

#### (4) 学校にとって

学校運営に対する地域の支援と理解が得られることにより、教職員の業務負担が軽減され、子どもに向き合う時間を確保することができます。

### 6 導入に向けた準備体制について

#### (1) 準備会議（参加者：教育委員会）

既に導入している学校を参考に、導入に伴う予算調整や必要な制度の設計や整理を行い、全体スケジュールの調整を行います。

#### (2) 推進会議（参加者：学校、教育委員会）

導入後に想定される業務等について協議・検討するほか、校区にあった体制や運営委員の人選を検討し、校区における導入スケジュールを調整します。

#### (3) 校区準備会（参加者：学校、地域代表等、教育委員会）

学校運営協議会の協議内容や活動内容を検討し計画を作成します。校区準備会における議論が完了したら、そのまま学校運営協議会へ移行します。

### 7 導入スケジュール

導入対象校：市内市立小・中学校計50校（小学校31校、中学校19校）

令和7年度

導入推進計画（案）の策定及び定例教育委員会への上程

導入率6.5%（46校中3校で導入済）

※小学校2校、中学校1校

令和8年度

導入率19.5%（導入校9校）を目標

令和9年度

導入率32.6%（導入校15校）を目標

令和10年度

導入率41.3%（導入校19校）を目標

46校中9校予定  
高峰2校、巖木2校  
七山2校

46校中15校予定  
佐志2校、肥前2校  
湊2校

## 議案第 12号

唐津市学校給食の実施及び管理に関する規則の一部を改正する規則制定について

唐津市学校給食の実施及び管理に関する規則の一部を改正する規則を別紙のように制定するものとする。

令和8年3月26日 提出

唐津市教育委員会

教育長 栗原宣康

提案理由 国が実施する学校給食費の負担軽減策の制度化にあわせて唐津市学校給食費条例の一部を改正する条例制定に伴い、学校給食費無償化の対象とならない者を規定するため改正するものである。

## 規 則 案 の 概 要

### 1 規則案の題名

唐津市学校給食の実施及び管理に関する規則の一部を改正する規則

### 2 改正理由

国が実施する学校給食費の負担軽減策の制度化にあわせて唐津市学校給食費条例の一部を改正する条例制定に伴い、学校給食費無償化の対象とならない者を規定するため改正するもの。

### 3 規則案の内容

- (1) 第3条の2として、給食費無償化の対象外者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定による教育扶助のうち学校給食費に関する給付を受けている者）の条文を追加するもの。
- (2) 条例及び規則改正に伴い、その他の条文を整理するもの。

### 4 施行期日等

- (1) 令和8年4月1日から施行
- (2) この規則による改正後の唐津市学校給食の実施及び管理に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に実施する学校給食に係る学校給食費について適用し、同日前に実施する学校給食に係る学校給食費については、なお従前の例による。

## 唐津市教育委員会規則第 号

唐津市学校給食の実施及び管理に関する規則の一部を改正する規則制定について

唐津市学校給食の実施及び管理に関する規則（令和5年教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

（給食費無償化の対象外者）

**第3条の2** 条例第4条の規則で定める学校給食費に関する給付を受けている保護者等については、生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定による教育扶助のうち学校給食費に関する給付を受けている者とする。

第6条第2項中「学校給食費負担者」の次に「（条例第4条の規定により学校給食費を徴収しないとされる者を除く。）」を加える。

第10条中「（昭和25年法律第144号）」を削る。

第11条中「第5条」を「第6条」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の唐津市学校給食の実施及び管理に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に実施する学校給食に係る学校給食費について適用し、同日前に実施する学校給食に係る学校給食費については、なお従前の例による。

# 議案第12号参考資料

## 唐津市学校給食の実施及び管理に関する規則の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行
<p><u>(給食費無償化の対象外者)</u></p> <p><b>第3条の2</b> 条例第4条の規則で定める学校給食費に関する給付を受けている保護者等については、生活保護法(昭和25年法律第144号)第13条の規定による教育扶助のうち学校給食費に関する給付を受けている者とする。</p> <p>(学校給食費の額)</p> <p><b>第6条 略</b></p> <p>2 一の年度における学校給食費負担者(条例第4条の規定により学校給食費を徴収しないとされる者を除く。)が納付すべき学校給食費の額(以下「年間納付額」という。)は、前項各号に定める額に、当該学校給食費負担者が属する学校の校長が定めた給食回数に乗じて得た額とする。</p> <p>3 略</p> <p>(教育扶助費等からの学校給食費の徴収)</p> <p><b>第10条</b> 保護者等が生活保護法(昭和25年法律第144号)第13条の規定による教育扶助を受けている場合の学校給食費は、当該教育扶助費から徴収するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(学校給食費の減免)</p> <p><b>第11条</b> 条例第6条の規定による学校給食費の減免は、市長が特に必要があると認めるときに、市長が認める額を行うものとする。ただし、前条第1項に規定する扶助を受けることができる場合は、この限りではない。</p>	<p>(学校給食費の額)</p> <p><b>第6条 略</b></p> <p>2 一の年度における学校給食費負担者(条例第4条の規定により学校給食費を徴収しないとされる者を除く。)が納付すべき学校給食費の額(以下「年間納付額」という。)は、前項各号に定める額に、当該学校給食費負担者が属する学校の校長が定めた給食回数に乗じて得た額とする。</p> <p>3 略</p> <p>(教育扶助費等からの学校給食費の徴収)</p> <p><b>第10条</b> 保護者等が生活保護法(昭和25年法律第144号)第13条の規定による教育扶助を受けている場合の学校給食費は、当該教育扶助費から徴収するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(学校給食費の減免)</p> <p><b>第11条</b> 条例第5条の規定による学校給食費の減免は、市長が特に必要があると認めるときに、市長が認める額を行うものとする。ただし、前条第1項に規定する扶助を受けることができる場合は、この限りではない。</p>

唐津市条例第 号

唐津市学校給食費条例の一部を改正する条例

唐津市学校給食費条例（令和5年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とする。

第4条中「学校給食費負担者」の次に「（前条の規定により学校給食費を徴収しないとされる者を除く。）」を加え、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（学校給食費の無償化）

**第4条** 前条の規定にかかわらず、第2条第4号に規定する児童又は生徒の保護者等（規則で定める学校給食費に関する給付を受けている保護者等を除く。）については、学校給食費を徴収しない。

**附 則**

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の唐津市学校給食費条例の規定は、この条例の施行の日以後に実施する学校給食に係る学校給食費について適用し、同日前に実施する学校給食に係る学校給食費については、なお従前の例による。

議案第26号参考資料  
 唐津市学校給食費条例の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(学校給食費の無償化)</p> <p><b>第4条</b> 前条の規定にかかわらず、第2条第4号に規定する児童又は生徒の保護者等(規則で定める学校給食費に関する給付を受けている保護者等を除く。)については、<u>学校給食費を徴収しない。</u></p> <p>(学校給食費の納付)</p> <p><b>第5条</b> 学校給食費負担者(前条の規定により学校給食費を徴収しないとされる者を除く。)は、規則で定める納期限までに学校給食費を納付しなければならぬ。</p> <p>(学校給食費の減免)</p> <p><b>第6条</b> 略</p> <p>(委任)</p> <p><b>第7条</b> 略</p>	<p>(学校給食費の納付)</p> <p><b>第4条</b> 学校給食費負担者</p> <p>_____は、規則で定める納期限までに学校給食費を納付しなければならぬ。</p> <p>い。</p> <p>(学校給食費の減免)</p> <p><b>第5条</b> 略</p> <p>(委任)</p> <p><b>第6条</b> 略</p>

**議案第 13 号**

唐津市就学援助規則の一部を改正する規則制定について  
唐津市就学援助規則の一部を改正する規則を別紙のように制定するものとする。

令和 8 年 3 月 26 日 提出

唐津市教育委員会

教育長 栗原 宣 康

提案理由 国が実施する学校給食費の負担軽減策の制度化にあわせて唐津市学校給食費条例の一部を改正する条例制定に伴い、学校給食費の給付に係る規定を改正するものである。

## 規 則 案 の 概 要

### 1 規則案の題名

唐津市就学援助規則の一部を改正する規則

### 2 改正理由

国が実施する学校給食費の負担軽減策の制度化にあわせて唐津市学校給食費条例の一部を改正する条例制定に伴い、学校給食費の給付に係る規定を改正するもの。

### 3 規則案の内容

第4条第1項中第6号「学校給食に要する費用の給付」を削り、第7号を第6号、第8号を第7号とし、同条第2項中「第7号」を「第6号」に改める。

### 4 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

## 唐津市教育委員会規則第 号

唐津市就学援助規則の一部を改正する規則制定について

唐津市就学援助規則（平成19年教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中第6号を削り、第7号を第6号、第8号を第7号とし、同条第2項中「第7号」を「第6号」に改める。

### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

議案第13号参考資料  
唐津市就学援助規則の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(就学援助の種類)</p> <p>第4条 就学援助の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6)</u> 学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条に規定する疾病の治療に要する費用の給付</p> <p><u>(7)</u> 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める就学に要する費用の給付</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、要保護者のうち法第11条第1項第2号に規定する教育扶助を受けている者に対する就学援助の種類は、前項第4号及び<u>第6号</u>に規定するものに限る。</p>	<p>(就学援助の種類)</p> <p>第4条 就学援助の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6)</u> 学校給食に要する費用の給付</p> <p><u>(7)</u> 学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条に規定する疾病の治療に要する費用の給付</p> <p><u>(8)</u> 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める就学に要する費用の給付</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、要保護者のうち法第11条第1項第2号に規定する教育扶助を受けている者に対する就学援助の種類は、前項第4号及び<u>第7号</u>に規定するものに限る。</p>

議案第14号

唐津市教育委員会個別施設計画の一部変更について  
唐津市教育委員会個別施設計画の一部を別紙のとおり変更するものとする。

令和8年3月26日 提出

唐津市教育委員会

教育長 栗原 宣 康

提案理由 都市コミュニティセンターの今後の方針を実態に即した内容に変更し、計画的な施設整備を推進するため、唐津市教育委員会個別施設計画の一部を変更するものである。

## 唐津市教育委員会個別施設計画の一部変更について

### 1 概要

外町公民館の老朽化に伴い、施設の安全性確保を図るため、同敷地内において公民館の建替え整備を行うことから、現行の唐津市教育委員会個別施設計画における都市コミュニティセンターの今後の方針を実態に即した内容に変更し、計画的な施設整備を推進するもの。

### 2 唐津市教育委員会個別施設計画（一部変更）の概要

社会教育研修等施設の見直し

都市コミュニティセンターについて、唐津市公共施設再配置計画の施設毎の方針に基づき、「一部機能用途廃止・公民館機能の更新協議」を行った結果、外町公民館として建替えを行うものとするもの。

### 3 今後について

唐津市教育委員会個別施設計画に基づき、整備事業を進めたい。

# 唐津市教育委員会個別施設計画（一部変更）

頁	項目	変更案	現行																												
48頁	<p>第4章 教育委員会施設整備の基本方針</p> <p>1. 施設の規模・配置計画等の方針</p> <p>(2) 生涯学習施設の規模・配置計画等の方針</p>	<p>② <b>社会教育研修等施設</b></p> <p>再配置計画及び公民館等個別施設計画のとおり、施設の配置や方針を次のとおり定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>青少年支援センターについて 略</li> <li>都市コミュニティセンターについて 再配置計画の施設毎の方針により更新協議を行い、その結果、外町公民館として建替えを行うものとします。</li> </ul>	<p>② <b>社会教育研修等施設</b></p> <p>再配置計画及び公民館等個別施設計画のとおり、施設の配置や方針を次のとおり定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>青少年支援センターについて 略</li> </ul>																												
		<p>表：施設毎の基本方針（社会教育研修等施設）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">本計画策定に係る施設毎の方針</th> <th colspan="2">施設毎の方針（唐津市公共施設再配置計画）</th> </tr> <tr> <th>短期</th> <th>中期</th> <th>短期</th> <th>長期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	本計画策定に係る施設毎の方針		施設毎の方針（唐津市公共施設再配置計画）		短期	中期	短期	長期	略	略	略	略	略	<p>表：施設毎の基本方針（社会教育研修等施設）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">本計画策定に係る施設毎の方針</th> <th colspan="2">施設毎の方針（唐津市公共施設再配置計画）</th> </tr> <tr> <th>短期</th> <th>中期</th> <th>短期</th> <th>長期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	本計画策定に係る施設毎の方針		施設毎の方針（唐津市公共施設再配置計画）		短期	中期	短期	長期	略	略	略	略	略
施設名	本計画策定に係る施設毎の方針			施設毎の方針（唐津市公共施設再配置計画）																											
	短期	中期	短期	長期																											
略	略	略	略	略																											
施設名	本計画策定に係る施設毎の方針		施設毎の方針（唐津市公共施設再配置計画）																												
	短期	中期	短期	長期																											
略	略	略	略	略																											

# 唐津市教育委員会個別施設計画(現行) 抜粋

## (2) 生涯学習施設の規模・配置計画等の方針

再配置計画及び公民館等個別施設計画のとおり、各施設の今後の基本方針を次のとおり定めます。なお、具体的な方針が策定されていない施設は、本計画では仮の施設方針を定めます。

### ① 公民館

唐津地域では生活圏域として小学校区分毎に一つ、唐津地域以外では地域施設として地域区分毎に一つの機能配置を基本とします。なお、校区等の再編により複数となっている場合は、建替え時期に合わせて他の公共施設への機能集約を含め、統廃合に向けた住民の合意形成を推進するものとします。また、地域の実情なども踏まえたうえで、利用圏域を超えた統廃合も検討します。

#### ● 公民館施設の規模について

新たに公民館を建設する場合は利用状況等を勘案し、以下の面積を基本とします。しかし、合併以前の中央公民館の機能を現在も有している施設は、当面現行の延床面積で改築するものとします。また、階数は平屋建てを基本としたユニバーサルデザインを採用した公民館としますが、2階建以上とする場合はエレベーターを設置することで利便性の高い公民館とします。なお、コミュニティセンターを建設する場合は別途基準を設けます。

- ア 大集会室 : 200～230人の収容人数
- イ 中・小会議室 : 20～50人収容の会議室を2部屋
- ウ 調理室 : 調理台1台あたり10㎡とし、調理台5～6台
- エ 図書室 : 7,000～8,000冊を収納できる広さ
- オ 事務室 : 職員一人当たり(印刷室、湯沸室を含む)10㎡、  
来客スペース(8人の来客者を想定)を20㎡合わせて50㎡
- カ 衛生施設 : 多目的トイレ、シャワー室、用具入れを含め35㎡
- キ ホール : ロビー、廊下を含め100～120㎡
- ク 公民館床面積の基準

単位：㎡

人口 区分	～1,000人	1,000～ 5,000人	5,000～ 1,0000人	10,000人～
大集会室	200 (170.62)	250 (212.15)	300 (286.18)	320 (303.87)
中会議室	60 (39.28)	80 (62.32)	80 (70.27)	100 (104.22)
小会議室	45 (39.28)	50 (62.32)	60 (70.27)	100 (104.22)
調理室	70 (71.07)	70 (68.54)	70 (66.71)	80 (80.57)
図書室	40 (21.18)	40 (42.11)	40 (30.29)	40 (31.62)
事務室	50 (24.84)	50 (23.79)	50 (37.71)	50 (42.00)
屋内倉庫	30 (26.62)	40 (17.29)	50 (40.88)	60 (23.51)
衛生施設	35 (-)	35 (-)	35 (-)	45 (-)
ホール等	100 (24.18)	100 (22.02)	120 (29.16)	140 (83.05)
床面積計	700 ㎡以内	850 ㎡以内	1,000 ㎡以内	1,200 ㎡以内

● 敷地について

- 敷地面積の標準 : 3,000㎡以内
- 建物及び余裕敷地面積 : 1,000㎡以内
- 駐車场面積(50台収容) : 1,500㎡以内
- 緑地等(アメニティ環境) : 500㎡以内

ただし、敷地面積の確保状況により、建物を2階建てにすることや駐車場の駐車台数の縮小等の検討もあり得ます。

● エレベーターについて

「唐津市公民館エレベーター整備計画」に基づき、既存の公民館施設へエレベーターの整備を進めているところです。しかしながら、既存施設は建設から相当年が経過し、エレベーターの耐用年数よりも残存年数が低い建物が見られ、エレベーターを設置してしまうと改築する際に様々な課題があります。そのため、既存施設へのエレベーター整備の基本方針は次のとおりとします。

- ア 既存公民館へのエレベーターの整備は、建物の耐用年数を目安にした残存年数、公民館の利用状況等を考慮し整備を行うものとする。
- イ 既存施設の残存年数がエレベーターの耐用年数よりも低くなる施設は、改築時に建物の建設場所の選定や施設規模だけでなく、工事にも制約が発生するため、原則としてエレベーターの整備は実施しない。
- ウ 2階建以上の公民館のうち、既設のエレベーターを利用できる(複合施設で他の施設との供用を含む)公民館及び市民センター等との施設の複合化を含み建替えの計画がある公民館を除くものとする。

表：施設毎の基本方針（公民館）

施設名	本計画策定に係る施設毎の方針	施設毎の方針（唐津市公共施設再配置計画）		
		短期	中期	長期
久里公民館	長寿命化		長寿命化	
鏡公民館	長寿命化	長寿命化		
鬼塚公民館	長寿命化		長寿命化	
高島公民館	長寿命化		長寿命化	
東唐津公民館	長寿命化	長寿命化		
成和公民館	長寿命化		長寿命化	
志道公民館	機能移転	大成公民館との統合協議	大成公民館と統合	
大成公民館	統合・建替え	志道公民館との統合協議	志道公民館と統合	
長松公民館	長寿命化		長寿命化	
西唐津公民館	維持保全			維持保全
竹木場公民館	維持保全			維持保全
佐志公民館	長寿命化			長寿命化
大良公民館	長寿命化	地元協議		
湊公民館	長寿命化			長寿命化
神集島公民館	長寿命化	長寿命化		
浜玉公民館	維持保全			維持保全

施設名	本計画策定に係る施設毎の方針	施設毎の方針（唐津市公共施設再配置計画）		
		短期	中期	長期
敵木コミュニティセンター	機能集約	敵木市民センターへ機能集約		
相知公民館	他部署所管施設（本計画対象外）		長寿命化（相知交流文化センター）	
牟田部地区公民館	用途廃止	用途廃止		
平山地区公民館	用途廃止		用途廃止	
佐里地区公民館	用途廃止		用途廃止	
北波多公民館	複合化		北波多市民センターとの複合化	
肥前公民館	長寿命化		長寿命化	
鎮西公民館	統合・建替え			建替え
打上公民館	機能集約	鎮西公民館へ機能集約		
呼子公民館	維持保全			維持保全
七山公民館	長寿命化		長寿命化	

## ② 社会教育研修等施設

再配置計画及び公民館等個別施設計画のとおり、施設の配置や方針を次のとおり定めます。

### ● 青少年支援センターについて

同様の施設が市域に存在しないため、現在の配置を基本とし、長寿命化する方針とします。施設更新の際は、施設の利用状況や相談実績を踏まえ、相談業務や不登校児童生徒の支援に必要な規模を有する施設とします。

表：施設毎の基本方針（社会教育研修等施設）

施設名	本計画策定に係る施設毎の方針	施設毎の方針（唐津市公共施設再配置計画）		
		短期	中期	長期
都市コミュニティセンター	公民館へ機能集約	一部機能用途廃止・公民館機能の更新協議		
都市青年の家	用途廃止	公民館等へ機能集約を検討		
星賀わんぱくハウス	用途廃止	用途廃止		
呼子子供の家	機能集約	公民館等へ機能集約を検討		
勤労青少年ホーム	用途廃止	用途廃止		
青少年支援センター	長寿命化	唐津市公共施設再配置計画に未掲載		

## ③ 同和教育集会所

再配置計画のとおり、設置目的等も踏まえて現在の配置を基本とします。

表：施設毎の基本方針（同和教育集会所）

施設名	本計画策定に係る施設毎の方針	施設毎の方針（唐津市公共施設再配置計画）		
		短期	中期	長期
唐津同和教育集会所	他部署所管施設（本計画対象外）	耐震改修・長寿命化または建替え		
相知同和教育集会所	長寿命化	耐震改修・長寿命化または建替え		

#### ④ 集会所

公民館等個別施設計画に基づき、自治会の圏域で利用されている施設は、市の施設としては更新しないものとし、それ以上の圏域で利用されている施設は公民館等への機能集約とします。

表：施設毎の基本方針（集会所）

施設種別	施設名	本計画策定に係る施設毎の方針	施設毎の方針（唐津市公共施設再配置計画）		
			短期	中期	長期
集会所	天川集会所	用途廃止・機能集約	地元協議	譲渡または用途廃止	
	広瀬集会所	用途廃止・機能集約	地元協議	譲渡または用途廃止	
	中島集会所	用途廃止・機能集約	地元協議	譲渡または用途廃止	
	大浦浜集会所	用途廃止・機能集約	地元協議	譲渡または用途廃止	
	新木場集会所	用途廃止・機能集約	地元協議	譲渡または用途廃止	
	愛宕上集会所	用途廃止・機能集約	地元協議	譲渡または用途廃止	
	殿ノ浦西集会所	用途廃止・機能集約	地元協議	譲渡または用途廃止	
	北部集会所	用途廃止・機能集約	地元協議	譲渡または用途廃止	
	川端集会所	用途廃止・機能集約	地元協議	譲渡または用途廃止	
	中央集会所	用途廃止・機能集約	地元協議	譲渡または用途廃止	
	殿ノ浦集会所	用途廃止・機能集約	地元協議	譲渡または用途廃止	
	片島集会所	用途廃止・機能集約	地元協議	譲渡または用途廃止	
	愛宕下集会所	用途廃止・機能集約	地元協議	譲渡または用途廃止	
	小友集会所	用途廃止・機能集約	地元協議	譲渡または用途廃止	
	天満町集会所	用途廃止・機能集約	地元協議	譲渡または用途廃止	
大友集会所	用途廃止・機能集約	地元協議	譲渡または用途廃止		

#### (3) 図書館施設の規模・配置計画等の方針

公共施設再配置計画のとおり、将来的に広域施設として市域に一つの配置を基本とします。

ただし、地域における図書サービス機能については、充実を図るものとし、東部、西部、南部各エリアに図書サービスの拠点を設け、司書を配置し、近代図書館の分室とすることを目指します。

相知図書館については、南部地区の拠点とし、相知交流文化センター隣接の「相知町保健センター」を移転先とし、図書サービス機能を移転させ、地域における図書サービスの充実を図るためのモデルケースとし、相知をはじめ、巖木や北波多など南部地区の利用者の利便性を図り、地域の特性を考え、効果的・効率的な拠点となる図書サービスの環境整備を行います。

また、東部、西部地区においても、図書館の専門性を活かした拠点を設け、市外の公共図書館等との相互貸借制度等を利用することにより、図書館と同様のサービスを提供し、知識や情報等を等しく知ることができる環境整備を進めます。

表：施設毎の基本方針（図書館施設）

施設種別	施設名	本計画策定に係る施設毎の方針	施設毎の方針（唐津市公共施設再配置計画）		
			短期	中期	長期
図書館	近代図書館	長寿命化	長寿命化		
	相知図書館	機能移転・用途廃止	図書サービス機能移転	機能移転後の旧相知図書館は用途廃止	